参考資料2

福島県矢祭町に係る是正の要求について

＜現状＞

■　矢祭町は住民基本台帳ネットワークシステムに不接続状態(H14．８．５～)＝違法状態
（現在、不接続団体は国立市、矢祭町のみ。杉並区はH21.1.5に接続済み。
国立市については、 H21．２.13に総務大臣から東京都知事に対して是正の要求の指示を行い、H21．２.16に東京都知事から国立市長に対して是正の要求を行ったところ。）

■　福島県知事より是正の勧告を二度実施(H15．６．４、H21．３.17)

是正の要求(H21.8.12)

■　地方自治法の規定に基づき、矢祭町に対して是正の要求を行うよう、総務大臣より福島県知事に対して指示を行い(是正の要求の指示)、福島県知事は是正の要求を行った。

総務大臣 ―― (指示) ―→ 福島県知事 ―― (是正の要求) ―→ 矢祭町長
＜H21.8.11＞　　＜H21.8.12＞

「是正の要求の指示」の要件(地方自治法第245条の5②)
「市町村の事務の処理が、法令の規定に違反していると認めるとき、又は、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」

「是正の要求」の法的効果
○　指示を受けた福島県知事から是正の要求を受ける矢祭町は、違法を是正するため必要な措置を講ずる義務を負う（地方自治法第245条の5⑤)。